

共同申請同意書

書類の作成日を記入

令和6年5月2日

神奈川県知事 殿

次の事項について同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者	ABCリース株式会社 代表取締役 利伊須 三郎
リースで導入する車両の使用者	住所 横浜市中区〇〇1-2-3 (法人等の場合は所在地) フリガナ エイビーウエックブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク カナガワ タロウ 氏名 AB運輸株式会社 代表取締役 神奈川 太郎 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名) ※個人事業者にあつては下記の生年月日・性別を記載 生年月日 T・S・H 年 月 日生 性別 男 ・ 女
転リース事業者 ※転リースの場合のみ記載	

使用者が個人事業者の場合は記入

転リースで導入する場合のみ記入

(同意事項)

- ・リース事業者（転リースの場合は、転リース事業者を含む。）及びリースで導入する車両の使用者（以下「車両の使用者」という。）が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会すること。
- ・審査結果について、県がリース事業者宛てに通知すること。
- ・補助金はリース事業者に交付されること。
- ・リース事業者（転リースの場合は、転リース事業者を含む。）は、次のいずれかの方法等により、車両の使用者に補助金相当額を還元すること。
  - (1) 車両の使用者から領収するリース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額を減額
  - (2) 補助金相当額を現金で支払
- ・リース事業者（転リースの場合は、転リース事業者を含む。）又は車両の使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者（転リースの場合は、転リース事業者を含む。）はあらかじめ知事の承認を得る必要があること。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられる場合があること。
- ・当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間が経過するまでの間、この共同申請同意書の写しを全ての共同申請者が保持すること。